

香川小学校いじめ防止基本方針

茅ヶ崎市立香川小学校
令和 7 年 9 月改定

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティづくりに努めます。

(2) いじめの禁止

本校の児童は、いじめを行ってははいけません。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域の方々、他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。
- ・児童の自信と意欲、自己肯定感を高めるため、よりわかりやすい授業への改善に努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、児童とかわかる時間を多くするように努めます。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に関する児童活動を活発化します。
- ・家庭や地域、PTAや推進協等関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から子どもの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるよう、児童との信頼関係構築に努めます。
- ・いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ①学校生活アンケート調査 年2回（前期後期各1回）
 - ②個人面談を通じた学級担任による保護者からの聴き取り
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。

- ①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教育相談員、理学療法士等の活用
- ②相談室の設置
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合や現場に駆け付けた場合は、現場の職員がすぐにその行為をやめさせ、その場でできる範囲で個別の聞き取りや指導等の対応をします。その後、「いじめ調査チーム」に報告し、対応に不備がないか確認を受けるとともに、引き継ぎます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は「いじめ調査チーム」を発足し対応にあたります。
- ・いじめを行った児童に対しては、相手を傷つけることは許されないことの指導をします。また、その背景・動機については丁寧に寄り添い、自身の気持ちや思いを、相手を傷つけない形で伝えたり、解消させたりする適切な方法を一緒に考え、より適切な手段を身に付けさせるように働きかけます。その児童や保護者へは、正常な学校生活を営ませるための助言を継続的に行います。
- ・はやしたてたり、同調追従したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。また、「もし子どもがいじめられたら／いじめたら」の内容を、日頃から周知を図り、事案発生時に学校と足並みをそろえた対応をしてもらえるよう働きかけます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) SNS、インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、SNS、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

(5) 「LGBT」など性的マイノリティへの対応

心と体の性が一致しない性同一性障害など、「LGBT」など性的マイノリティに該当する人は13人に1人（7.6％）となることが、2015年に電通が行ったアンケート調査でわかりました。また、そのうちの半分の人が、自殺を考えたことがあるという統計結果（厚生労働省）もあります。今後学校生活において、LGBTなどの性的マイノリティの児童への配慮についても対応していきます。

3 いじめ対応組織の設置

(1) いじめ防止検討会議

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、年2回程度、「いじめ防止検討会議」を開催します。

＜構成員＞

管理職、児童指導支援総括教諭、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭

※ 検討事項に応じて、追加の構成員が必要と思われる場合は、依頼可能な専門家等参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

＜活動内容＞

いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正

(2) いじめ調査チーム

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、「いじめ調査チーム」を発足し、調査及び対応を行うとともに、その結果を管理職に報告します。

＜構成員＞

【軽微と思われる事案】

当該学年主任、当該学年職員

【軽微と思われない事案】

児童指導支援総括教諭、担当教育相談コーディネーター、当該学年主任、当該学年職員、養護教諭

※事案内容に応じて、追加の構成員が必要と思われる場合は、依頼可能な専門家等の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

＜活動内容＞

- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会に重大事態発生の旨を報告し、その指示を仰ぎます。なお、学校主体での調査となった場合、「いじめ重大事態調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ重大事態調査委員会」の構成

管理職、児童指導支援総括教諭、担当教育相談コーディネーター、当該学年主任、当該学年職員、養護教諭

※事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する専門家等の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明

- ・茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- いじめの再発を防止するための取組みに関すること